

改正

平成17年3月31日規則第5号

平成27年12月25日規則第51号

平成28年3月31日規則第12号

江別市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が管理する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第6条第1項第8号の市長が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 電子計算機処理の有無
- (3) 電子計算機結合の有無
- (4) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
- (5) 開示制度等（条例第40条第2項に規定する個人情報の開示又は訂正に関する定めがある場合をいう。）の有無

2 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の開始の届出は、個人情報取扱事務開始届出書（第1号様式）により行うものとする。

3 条例第6条第1項括弧書に規定するその他規則で定める事務とは、資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために行う処理であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するものとする。

4 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務を変更しようとするとき、又は同条第2項の規定による個人情報取扱事務を廃止したときの届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届出書（第2号様式）により行うものとする。

(電子計算機処理に該当しない処理)

第3条 条例第9条第1項括弧書に規定する市長が定める処理は、次に掲げるものとする。

- (1) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- (2) 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(代理人)

第4条 条例第13条第3項第2号に掲げる本人が請求することができないやむを得ない理由があると実施機関が認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任意後見契約が締結されている場合であって、その効力が生じているとき。
- (2) 負傷又は疾病による入院、身体障害、外国出張等の理由により、本人が請求手続を行うことが著しく困難であると認められるとき。

(開示請求の手続)

第5条 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（第3号様式）とする。

2 条例第14条第2項（条例第21条第4項、第23条第3項、第26条第5項又は第27条第2項において準用する場合を含む。次項及び第4項において同じ。）に規定する本人であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 国民年金手帳
- (5) 個人番号カード
- (6) 前各号に掲げるもののほか、通常本人以外の者が所持していることがないと市長が認めるもの

3 条例第14条第2項に規定する開示請求をしようとする者が、条例第13条第2項の規定により開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次に掲

げる書類とする。

- (1) 死者の相続人にあつては、自己が相続人であることを証明する書類
 - (2) 死者の親権者にあつては、自己が死者の親権者であったことを証明する書類
 - (3) 死者の情報と密接な関係を有する者にあつては、当該関係を有することを証明する書類
- 4 条例第14条第2項に規定する開示請求をしようとする者が、条例第13条第3項（条例第22条第3項、第26条第5項又は第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定により開示請求をすることができる者であることを証明するために必要な書類で市長が定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 未成年者の法定代理人にあつては、戸籍の全部事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類
 - (2) 成年被後見人に付された後見人にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他代理人であることを証明する書類
 - (3) 本人の委任による代理人にあつては、委任状及び本人の印鑑登録証明書その他市長が定める書類
 - (4) 前条第1号に規定する場合の任意後見人にあつては、登記事項証明書
 - (5) 前条第2号に規定する場合の代理人にあつては、本人が請求手続を行うことが著しく困難であることを証明する書類及び委任状
- （開示請求に対する決定通知）

第6条 条例第15条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の開示をする旨の決定 個人情報開示決定通知書（第4号様式）
 - (2) 個人情報の開示をしない旨の決定 個人情報非開示決定通知書（第5号様式）
- 2 条例第15条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書（第6号様式）により行うものとする。
- （第三者保護に関する手続に係る通知）

第7条 条例第19条第1項の規定により第三者に対し意見を述べる機会を与えるときは、個人情報の開示に対する意見照会書（第7号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた第三者が当該個人情報の開示について意見を表明しようとするときは、口頭又は個人情報の開示に対する意見書（第8号様式）によるものとする。
 - 3 条例第19条第2項の書面は、個人情報の開示決定についての通知書（第9号様式）とする。
- （開示請求拒否に係る通知）

第8条 条例第20条第1項の規定により当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するときは、個人情報開示請求拒否通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第9条 条例第21条第1項に規定する電磁的記録の開示の実施方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクの当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクの当該個人情報に係る部分を録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該個人情報に係る部分をビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付

オ 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分を光ディスクに複写したものの交付

2 前項の規定による開示（用紙に出力したものの閲覧又は交付を除く。）は、当分の間、当該電磁的記録の全部を開示する場合に行うものとする。

（公文書の写しの交付部数）

第10条 条例第21条第1項の規定により個人情報の開示を公文書（同条第2項に規定する公文書を複写したものを含む。）の写しの交付により個人情報の開示を行う場合の当該写しの交付部数は、開示請求があった個人情報に係る公文書1件につき1部とする。

（個人情報訂正等請求書）

第11条 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正等請求書（第11号様式）とする。

（訂正等の請求に対する決定通知）

第12条 条例第24条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）個人情報の訂正等をする旨の決定 個人情報訂正等決定通知書（第12号様式）

（2）個人情報の訂正等をしない旨の決定 個人情報非訂正等決定通知書（第13号様式）

2 条例第24条第2項の規定による通知は、個人情報訂正等通知書（第14号様式）により行うものとする。

3 条例第24条第3項において準用する条例第15条第2項後段の規定による通知は、個人情報訂正等決定期間延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

（是正の申出の手続）

第13条 条例第26条第2項の申出書は、個人情報取扱是正申出書（第16号様式）とする。

2 条例第26条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理結果通知書（第17号様式）により行うものとする。

（是正の再申出の手続）

第14条 条例第27条第2項において準用する条例第26条第2項の申出書は、個人情報取扱是正再申出書（第18号様式）とする。

2 条例第27条第2項において準用する条例第26条第4項の規定による通知は、個人情報取扱是正再申出処理結果通知書（第19号様式）により行うものとする。

（説明又は資料提出の要請）

第15条 条例第29条の規定による要請は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）説明又は資料の提出を求める事項及び理由

（2）正当な理由なく要請に応じないときはその旨を公表する場合があること。

（是正の勧告）

第16条 条例第30条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）個人情報を著しく不適正に取り扱っている事実

（2）是正措置の内容

（3）勧告に従わないときはその旨を公表する場合があること。

（弁明の機会の付与）

第17条 条例第31条の規定による弁明は、口頭であることを市長が認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）により行うものとする。

2 市長は、意見書の提出期限（口頭で弁明をすることを認めたときは、その日時）の15日前までに、当該事業者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

（1）公表しようとする事項

（2）意見書の提出期限及び提出先（口頭で弁明をすることを認めたときは、その旨並びに出頭す

べき日時及び場所)

(3) 弁明がない場合の措置

(事実の公表の方法)

第18条 条例第31条の規定による公表は、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項について、江別市広報に掲載することにより行うものとする。

(1) 条例第29条の規定による要請に応じない場合

ア 事業者の氏名又は名称及び主たる事業所の所在地

イ 事業者が個人情報をも不正に取り扱っている疑いがあること。

ウ 説明又は資料の提出の要請に応じなかったこと。

(2) 条例第30条の規定による勧告に従わない場合

ア 事業者の氏名又は名称及び主たる事業所の所在地

イ 勧告の内容

ウ 勧告に従わなかったこと。

(出資法人)

第19条 条例第32条に規定する市が出資している法人で市長が定めるものは、市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人とする。

(実施状況の公表)

第20条 条例第44条の規定による個人情報保護制度の運用状況の公表は、年度ごとの請求件数、開示件数、非開示件数その他の事項について、江別市広報に掲載することにより行うものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

(江別市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 江別市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和61年規則第8号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 条例附則第4項に規定する個人情報の開示の請求又は訂正若しくは削除の申出については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成17年3月31日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則により定められた様式の内紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則(平成27年12月25日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市個人情報保護条例施行規則により定められた様式の内紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

第3号様式(第5条関係)

第4号様式(第6条関係)

第5号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

第7号様式 (第7条関係)
第8号様式 (第7条関係)
第9号様式 (第7条関係)
第10号様式 (第8条関係)
第11号様式 (第11条関係)
第12号様式 (第12条関係)
第13号様式 (第12条関係)
第14号様式 (第12条関係)
第15号様式 (第12条関係)
第16号様式 (第13条関係)
第17号様式 (第13条関係)
第18号様式 (第14条関係)
第19号様式 (第14条関係)